

社援発0328第27号

平成31年3月28日

第一次改正

社援発0327第2号

令和2年3月27日

各 民間団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局長

( 公 印 省 略 )

#### 介護のしごと魅力発信等事業の実施について

標記については、福祉・介護の魅力や社会的評価の向上を図り、標記については、福祉・介護の魅力や社会的評価の向上を図り、福祉・介護分野での多様な人材の参入を促進することを目的として、別紙のとおり「介護のしごと魅力発信等事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

## 介護のしごと魅力発信等事業実施要綱

### 1 事業の目的

福祉・介護の仕事の魅力を伝え、福祉・介護に対して抱いているイメージを向上させるため、福祉・介護について理解を促進するための体験型・参加型イベントの開催や世代横断的な広報活動の展開を行い、福祉・介護分野への多様な人材の参入促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、公募により採択された法人とする。なお、実施に当たっては、複数の法人で連携して実施することも可能とする。

### 3 事業内容

事業内容は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。

なお、(1)から(3)までに掲げる事業の実施主体が異なる場合には、各実施主体は、事業実施に当たり、相互に連携を図ること。

#### (1) 福祉・介護の体験型・参加型イベント実施事業

幅広い世代が、楽しみながら福祉・介護を体験し、学習することによって、福祉・介護の現場で働くことに対する興味、関心を高めることを目的として行う以下の(ア)から(エ)までに掲げる事業。

##### (ア) 体験型・参加型イベント実施事業企画委員会の設置

体験型・参加型イベントの企画内容を検討するため、学識経験者、有識者、職能団体、事業者団体、教育関係団体等からなる企画委員会を設置する。

企画の検討に当たっては、介護分野に関心を持つ者の参入促進を図られるような内容や、介護の仕事に関する正しい知識、理解が得られるような内容となるよう、イベント参加者の対象像を明確にすること。

また、事業の進捗、実施状況については、随時、企画委員会及び厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（以下「当局」という。）に報告すること。

(イ) イベントの周知

(ア) で企画したイベントへの参加促進のため、WEB 広告や SNS、チラシ等の宣伝媒体を活用した周知を行う。

(ウ) 体験型・参加型イベントの実施

イベントの開催に当たっては、来場予定者数の規模や交通アクセスなどを勘案し、会場を選定する。

また、介護の日（11 月 11 日）や福祉介護人材確保重点実施期間（11 月 4 日から 17 日）にあわせ、関係団体、地方公共団体等と一体となって広報活動や福祉人材の交流などのイベントを行うよう努めるものとする。

なお、イベントの内容は、福祉・介護について簡単に学べる機会や、ICT、介護ロボットを活用した事業所の取組、介護福祉士養成施設・福祉系高校等で学ぶ学生、現場で働く様々な職員からのメッセージの紹介などを盛り込むこと。

また、福祉・介護の魅力を伝えるためには、福祉・介護の仕事に従事している職員の実態について知ることが不可欠であることから、職能団体や事業者団体等の協力を得ながらイベントを開催すること。

加えて、イベント参加者が、介護に関する入門的研修の受講や介護の職場体験に参加できるよう、研修案内等の関係資料を配付するとともに、参加者に対して、介護分野への参画を促すような取組を行うこと。

(エ) 成果の報告

実施主体は、イベント参加者等へのアンケート調査や聞き取り等により、事業の効果を検証するとともに、次の①から④に掲げる内容を盛り込んだ報告書を作成の上、令和 3 年 4 月末日までに電子媒体（USB メモリを除く）により厚生労働省社会・援護局福祉基盤課まで提出するものとする。

- ① 事業全体の実施スケジュール
- ② 事業広報のために導入した（イ）の情報発信ツールの種類及び活用規模（情報発信回数、掲載記事数など）、ツール導入の効果やメリット、デメリット
- ③ イベント参加者の介護に対する意識変化
- ④ イベント参加者の介護に関する入門的研修、職場体験等の参加件数

## （２）福祉・介護に対する世代横断的理解促進事業

福祉・介護の魅力を伝達し、福祉・介護に対して抱いているイメージを向上させるなど、若者層から中高年齢層までの幅広い世代に対して、世代横断的に福祉・介護の仕事に関する理解を促進するために行う以下の（ア）から（エ）までに掲げる広報事業。

### （ア）福祉・介護に対する世代横断的理解促進事業企画委員会の設置

福祉・介護に対する世代横断的理解促進事業の企画内容を検討するため、学識経験者、有識者、職能団体、事業者団体、教育関係団体等からなる企画委員会を設置する。

企画の検討に当たっては、対象者像に応じて複数の広報媒体を使い分けたり、幅広い世代に対して訴求可能な広報媒体を活用するなど、広報の手法、内容を工夫することで世代横断的な理解促進を図ること。

なお、事業の進捗、実施状況については、随時、企画委員会及び当局に報告すること。

### （イ）広報媒体の作成、配信

（ア）で検討した企画に基づき、福祉・介護の魅力を、SNS 等も活用しながら、多言語化による海外への発信も含めて積極的に伝え、そのイメージを向上させる広報媒体の作成、配信を行う。

なお、広報媒体作成のための取材、調査にあたっては、情報の正確性や個人のプライバシーに十分配慮した上で行うこと。

### （ウ）広報のための情報発信プラットフォームの運営等

令和元年度介護のしごと魅力発信等事業において作成された、事業

の広報や、福祉・介護の仕事に関する情報発信、国や都道府県、市町村、関係団体等の施策情報の発信を行うための窓口サイトの維持管理、運営、改修等を行うこと。

(エ) 成果の報告

事業の成果を取りまとめ、(イ) で作成した広報媒体とともに令和3年4月末日までに電子媒体（USBメモリを除く）により当局まで提出するものとする。

(3) ターゲット別魅力発信事業

福祉・介護の魅力を伝達し、福祉・介護に対して抱いているイメージを向上させるなど、若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対して、それぞれターゲット別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図るとともに、介護事業者の人材確保に対する意識を高めることを目的として行う以下の(ア) から(ウ) までに掲げる事業。

(ア) ターゲット別魅力発信事業企画委員会

ターゲット別魅力発信事業を企画するため、学識経験者、有識者、職能団体、事業者団体、教育関係団体等からなる企画委員会を設置する。

企画の検討に当たっては、若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層それぞれの特性を踏まえ、訴求内容、アプローチ方法を個別に検討することとする。また、介護事業者に対して、介護職員の離職防止や定着促進等の雇用管理の意識の向上をはじめ、都道府県で実施されている各種認証制度（介護事業所の認証評価制度、くるみん認定制度、えるぼし認定制度、ユースエール認定制度等）の取得促進やICT、介護ロボットの普及、チームケアの推進等を含めて、介護事業者が人材確保・育成に対する意識を変化させる事業を検討すること。

なお、事業の進捗、実施状況については、随時、企画委員会及び当局に報告すること。

(イ) ターゲット別魅力発信事業の実施

事業実施に当たっては、若者層、子育てを終えた層、アクティブシ

ニア層が参加しやすい時間、場所等を勘案し、会場を選定する。

また、情報発信の際には、介護福祉士養成施設・福祉系高校等で学ぶ学生や現場で働く様々な職員からのメッセージの紹介など盛り込むこと。

加えて、参加者が、介護に関する入門的研修の受講や介護の職場体験に参加できるよう、研修案内等の関係資料を配付するとともに、参加者に対して、介護分野への参画を促すような取組を行うこと。

また、介護の日（11月11日）や福祉介護人材確保重点実施期間（11月4日から17日）にあわせ、関係団体、地方公共団体等と一体となって広報活動や福祉人材の交流などのイベントを行うよう努めるものとする。

#### （ウ） 成果の報告

実施主体は、事業の参加者等へのアンケート調査や聞き取り等により、事業の効果を検証するとともに、次の①から④に掲げる内容を盛り込んだ報告書を作成の上、令和3年4月末日までに電子媒体（USBメモリを除く）により当局まで提出するものとする。

- ① 事業全体の実施スケジュール
- ② 事業広報のために導入した（イ）の情報発信ツールの種類及び活用規模（情報発信回数、掲載記事数など）、ツール導入の効果やメリット、デメリット
- ③ 事業参加者の介護に対する意識変化
- ④ 事業参加者の介護に関する入門的研修、職場体験等の参加件数

#### 4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

#### 5 事業採否の決定方法

本事業の実施主体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。

## 6 留意事項

- (1) 実施主体は、事業実施に当たり、当局に対して、定期的な連絡及び協議を行いつつ、当局の指示に従って事業を遂行すること。

なお、事業の種類ごとに実施主体が異なる場合、各実施主体は、当局が各実施主体間の連携を確保するために主催する「事業間連携会議」に参画するとともに、当該会議の議論を踏まえ、実施主体間で相互に連携を図りつつ、事業を遂行しなければならないものとする。

- (2) 職能団体や事業者団体、地方公共団体などの関係団体とも連携を図ること。その際、地域医療介護総合確保基金により都道府県が実施する「人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業」、「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」、「若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業」、「介護に関する入門的研修」等の事業とも連動した事業内容を検討すること。

なお、関係団体の取組と連動した事業を実施する場合には、あらかじめ当局と協議の上、関係団体に対する要請を行うこと。